

大口町告示第69号

大口町公用車貸出に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年4月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町公用車貸出に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町公用車貸出に関する要綱（平成26年大口町告示第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務部行政課」を「町」に改め、「公用車を」の次に「公務の遂行又は車両の管理に支障がない範囲で」を加える。

第2条に次の2号を加える。

(3) 電気自動車 e-NV200（登録番号 尾張小牧100せ8108）

(4) 前各号のほか町長が必要と認める公用車

第4条第2項を次のように改める。

2 貸出公用車は、原則として町内及び必要最小限の範囲で町に隣接する区域において使用するものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第7条第1項中「団体の代表者（）」を「者（団体の場合は代表者とする。）」に、「1月前の日の属する月の初日から使用する日の3営業日前までの間」を「6月前から3日前（土、日、祝日を除く。）まで」に改め、同条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 搭乗者名簿

第10条第2項中「渡り」を「わたり」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、活動の区域が遠方等のため使用する日ごとに返却することが困難であると町長が認めた場合はこの限りでない。

第11条第2項中「法令」の前に「使用者は、貸出公用車の使用にあたり、」を加え、「については、使用者が」を「を課されたときは、これを」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。